

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(鳥獣保護管理員) 第15条 略 2 略</p>	<p>(鳥獣保護管理員) 第15条 略 2 略 <u>3 鳥獣保護管理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の鳥獣保護管理員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>4 鳥獣保護管理員は、再任されることができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。